

高校・入学準備金貸付制度について

名古屋市では、勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方を支援するため、入学に必要な学資(入学準備金)の貸し付けを行っています。

対象となる方 次の①～③のすべての要件に該当することが必要です。

- ① 本人及び保護者が、貸与申請時に、名古屋市内に住所を有していること
- ② 愛知県内に所在する高等学校、特別支援学校高等部へ入学しようとする方であること
 - * 高等学校の技能連携校となっている県内の専修学校についても、当該高等学校への入学者は対象となります。
 - * 通信制高等学校については、本校が県内に所在する場合のみ対象となります。
- ③ 令和 5 年に所得のある世帯員それぞれの総所得金額から 10 万円を差し引いた額の合計が、下表の所得基準額（太字の額）以下であること
 - * 「所得」は、市民税・県民税証明書の「総所得金額」です。年収ではありません。
 - なお、総所得金額が 48 万円以下の方の分は合算しません。

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
(収入額)	(343 万 6 千円)	(426 万 4 千円)	(508 万 4 千円)	(584 万 0 千円)	(645 万 2 千円)	(714 万 0 千円)
所得 基準額	222 万 4 千円	287 万 1 千円	352 万 5 千円	412 万 9 千円	461 万 9 千円	522 万 6 千円

- ・住民票が本人と別になっている方でも、同居している場合は同一世帯とみなします。
- ・8人以上の世帯は、7人世帯から1人増えるごとに60万6千円ずつ加算してください。
- ・保護者の失職等により収入が著しく減少した場合は、今年の推計収入により判定する場合があります。詳しくは教育委員会学事課までお尋ねください。

貸与額 300,000円（無利息）

貸与人数 215名

*選考のうえ貸与者を決定しますので、申請しても貸与を受けられないことがあります。

申請期限及び申請先

令和6年9月末までに、在籍する中学校を通じて、教育委員会へ申請してください。

貸与決定

令和6年12月頃に、在籍する中学校を通じて結果を通知します。

*入学準備金は、高等学校等の入学試験に合格または高等学校等への入学を許可された事実を確認した後に、借受者（本人）または連帯保証人（保護者）の口座に振り込みます。
（振込期日は1月下旬～3月を予定）

返還方法

貸与を受けた年度の次年度（高校1年次）以降、10年間で返還していただきます。

1年目から5年目の返還額：年額24,000円

6年目から10年目の返還額：年額36,000円

*毎年、教育委員会から送付される納入通知書で、年額を一括でお支払いいただきます。

*貸与時に、保護者の方1名に連帯保証人になっていただきます。

延滞利息

正当な理由がなく、返還すべき期日までに返還しなかったときは、返還すべき額に年3.0%の利息が発生します。

申請時に提出する書類 次の①～⑤の書類の提出が必要です(④、⑤は該当する場合のみ)。

	提出書類名	配布先／発行元	注意事項	該当者
①	入学準備金借受申請書	在学する中学校	記入して提出してください。	申請者全員
②	令和6年度市民税・県民税・森林環境税証明書 (コピーでの提出可)	市税事務所・出張所 各区役所・支所の税務窓口	<u>同居者全員分が必要です</u> (ただし、扶養親族になっている方については不要)。 令和6年1月1日現在の住所地の市(区)町村役場でのみ発行しています。 名古屋市外の市(区)町村では、証明書の名称が異なる場合があります。	
③	世帯全員の住民票の写し ※ 令和6年6月1日以降に発行されたもの	区役所市民課 支所区民生活課	<u>「個人番号」が記載されていない</u> 、同居者全員分のものを提出してください。	
④	身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 愛護手帳の写し	各手帳の発行機関		世帯に手帳を有する者がいる場合
⑤	生活保護受給証明書	区役所民生子ども課 支所区民福祉課	申請前にケースワーカーに相談の上、証明書の発行を受けてください。	生活保護受給中の場合

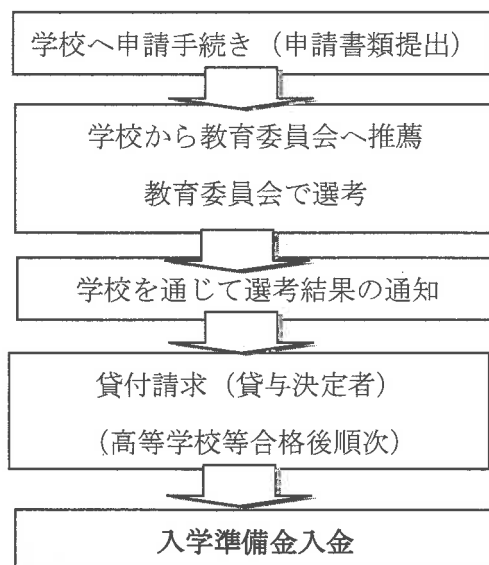
※ 保護者の失職等により、収入が著しく減少した場合は、別途書類が必要になりますので教育委員会学事課までお尋ねください。

注意事項

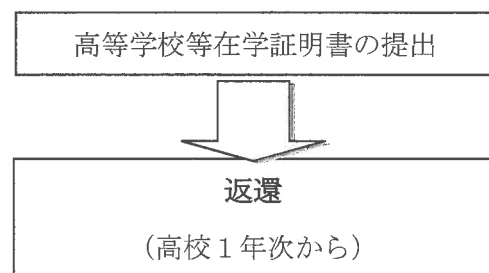
- ひとり親家庭の方は、各区役所民生子ども課、支所区民福祉課で行っている福祉資金貸付制度をご利用いただいた方が便利な場合があります。
- 例) 私立高等学校の就学支度資金(自宅通学者): 上限額410,000円(無利子)

手続きの流れ

【申請から入金まで】



【高等学校入学後】



- ※高等学校在学中を理由とした返還猶予は受けられません。
- ※災害・傷病により返還が困難な場合申請により返還猶予を受けられます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

在籍する中学校または名古屋市教育委員会 学事課 就学奨励担当(TEL052-972-3385)へお問い合わせください。